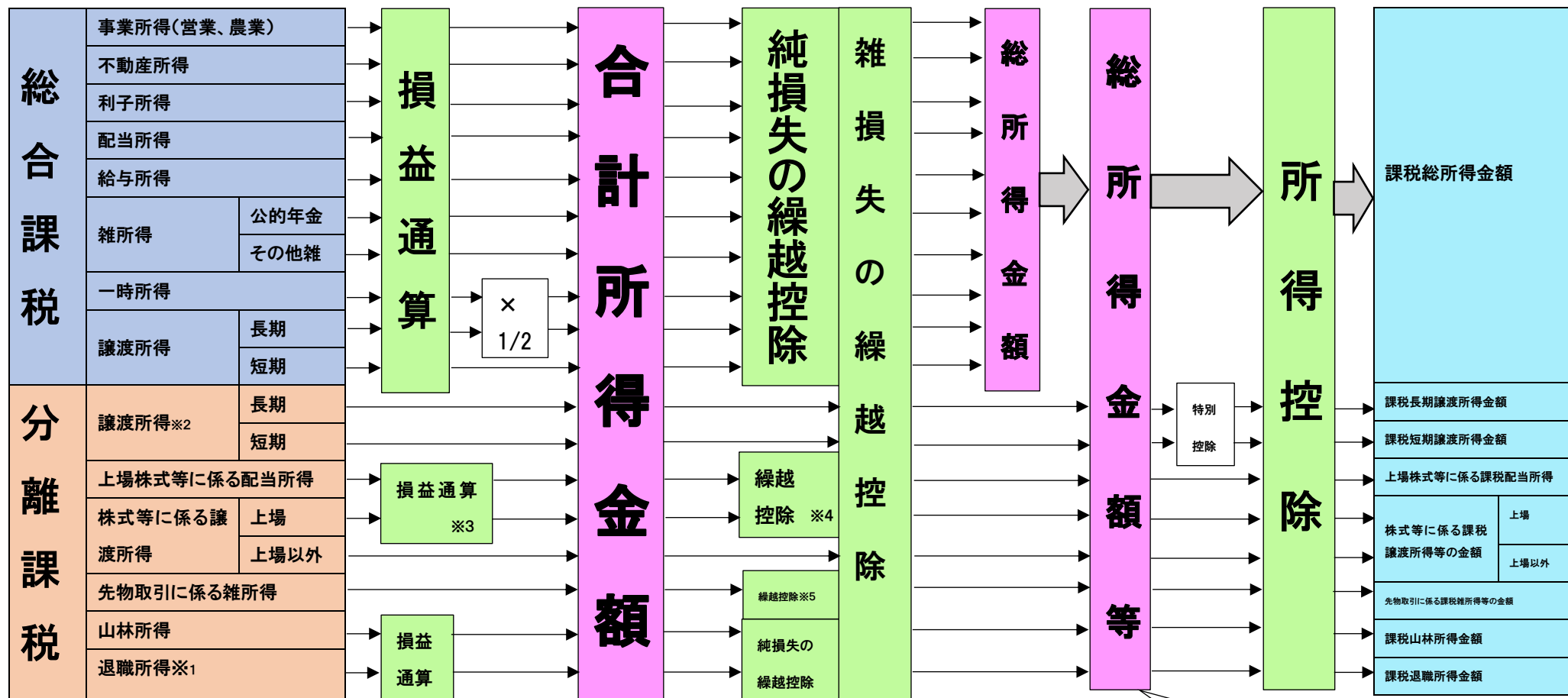




- ※1. 源泉分離課税の適用をうけているものを除きます。
- ※2. 特定居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算および繰越控除ができます。
- ※3. 株式等譲渡所得の損失額について分離配当所得等と損益通算及び繰越控除ができます。
- ※4. ※3にて控除しきれない損失がある場合は、損失の生じた年の翌年から3年間繰越控除ができます。
- ※5. 先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、損失の生じた年の翌年から3年間繰越控除ができます。

合計所得金額で判定するもの

- 均等割の非課税限度額
- 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
- 扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
- 配偶者控除・配偶者特別控除の所得1000万円超の判定
- 寡婦・ひとり親控除の所得要件(500万円以下)の判定

総所得金額等で判定するもの

- 所得割の非課税限度額
- 雑損控除
- 医療費控除
- 寄附金控除